

国税だより（令和7年10月発行分）

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター ※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター大分事務室	
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/ji>）

○ マイナンバーカードの積極的な利活用について

マイナンバーカードは、健康保険証や運転免許証として利用できるほか、オンラインによる税務手続や行政手続、コンビニで各種証明書を取得する際など、様々な場面で活用されています。

なお、国税当局では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、各種手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。

例えば、所得税の確定申告や年末調整手続の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータが確定申告書や控除申告書に自動入力されるので、集計や入力の手間が不要となり、計算誤り等も防止されるというメリットがあります。

マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご活用いただき、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は早めの取得をお勧めいたします。

また、令和7年度は、多くの方のマイナンバーカードと電子証明書の有効期限到来による更新が見込まれています。

有効期限を過ぎると、健康保険証としての利用、オンラインによる税務手続や行政手続などに影響するため、忘れず更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

マイナポータル連携に関する詳細は、国税庁動画チャンネル (<https://www.youtube.com/watch?v=DY4enpIN2q0>) をご覧ください。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について Inquiries about Social Security and Tax Number System.	通知カード、マイナンバーカード Inquiries about Notification Card and Individual Number Card
0120-0178-26	0120-0178-27

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分
※年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの申請方法は
こちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ (<https://www.nta.go.jp> 又は 国税庁 検索) にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和7年10月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

年末調整、所得税の確定申告、消費税の確定申告・インボイス制度のご相談に対応しています。

国税庁 チャットボット	検索 
-------------	--

⇒ タックスアンサーを利用する

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 タックスアンサー	検索 
--------------	--

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

0 5 7 0 - 0 0 - 5 9 0 1 ^{コ ク ゼ イ}（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）をお忘れなく

令和7年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第2期分）の納期限は、令和7年12月1日（月）です。納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

そのほか、ご自宅で納税手続きが完結するキャッシュレス納付も大変便利です。この機会に是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0 5 7 0 - 0 0 - 5 9 0 1 ※ナビダイヤル

（注）予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

国税だより（令和7年10月発行分）

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。 ※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

詳しくは、こちらの国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル